

板橋区リサイクル推進員設置要綱

(平成 12 年 10 月 10 日 区長決定)

(平成 17 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 30 年 3 月 31 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成 11 年東京都板橋区条例第 49 号）第 8 条に規定するリサイクル推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱)

第 2 条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に理解と熱意を有する区民のうちから町会長・自治会長等が推薦した者に、推進員を委嘱する。

(担任事項)

第 3 条 リサイクル推進員の担任事項は、次のとおりとする。

- (1) 清掃及びリサイクルに関する情報の発信及び伝達に関すること。
- (2) 資源物及びごみの排出方法、収集日及び集積所の清潔保持の啓発に関すること。
- (3) 不法投棄等の関係行政機関への連絡に関すること。
- (4) 不法投棄の防止に関わる情報提供に関すること。
- (5) 集団回収その他の自主的リサイクル活動の普及啓発に関すること。
- (6) 環境負荷の少ない生活様式の普及啓発に関すること。
- (7) 町会・自治会、地区環境行動委員会等での活動に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(任期)

第 4 条 推進員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱の取消し)

第 5 条 区長は、推進員から辞任の申し出があったとき、又は推進員が次の各号の一に該当するときは、委嘱を取り消すことができるものとする。

- (1) 区外に転出し、又は死亡したとき。
- (2) 傷病その他の事由により活動できなくなったとき。

(庶務)

第 6 条 推進員に関する事務は、資源環境部資源循環推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、資源環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 12 年 10 月 10 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。